

## **[事案 30-109] 超過保険料返還等請求**

・平成 31 年 4 月 24 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-201] の申立人と同一である。

### **<事案の概要>**

保険会社の誤った更新手続き等を理由に、超過保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 57 年 1 月に契約した養老保険について、以下の理由により、保険会社が不当利得した超過保険料の返還および遅延損害金の支払い（請求①）、②保険料の自動振替貸付金および利息を差し引かない満期保険金と遅延利息の支払い（請求②）、③保険会社が選任した代理人弁護士への対応によって精神的苦痛を被ったことによる慰謝料の支払い（請求③）をしてほしい。

- (1) 請求①について、定期保険特約の更新は、契約者による更新手続きが必要であったのに、保険会社が自動更新扱いとしたため、更新後の保険料が超過保険料になった。
- (2) 請求②について、保険会社は保険料の自動振替貸付を適用したが、自分は要求していないので、自動振替貸付の合意は成立していない。
- (3) 請求③について、代理人弁護士に対して、保険会社が選任したことを示す委任状の提示を求めたにも関わらず、提示がされないことから、代理人弁護士は不審人物である。また、代理人弁護士からの通告は不当な内容であった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、不当利得した超過保険料は、平成 15 年 1 月に遅延損害金を加えて供託済みであるから、支払義務は消滅している。また、申立人の不当利得返還請求権は 10 年が経過しており、時効により消滅している。
- (2) 請求②について、保険料の自動振替貸付は約款に規定されたとおりの対応であることから、有効である。そして、満期保険金から自動振替貸付元利金を差し引いた金額を供託済みであるから、支払義務は消滅している。
- (3) 請求③について、当社にも代理人弁護士を選任する権利はあり、また、代理人弁護士の申立人への連絡書面に不当な記載はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社において超過保険料の返還、保険料の自動振替貸付無効および満期保険金の支払い、ならびに慰謝料の支払いを行うべきとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。